

相続法の基礎

弁護士 渡邊 高 秀

第1 相続の開始

- 1 相続は、被相続人の死亡を原因とし、かつ、その時に開始する（民法882条）。
問題となるのは、生死不明のまま長期間行方の知れない場合。

生死不明が7年間続けば、家庭裁判所に請求して「失踪宣告」をしてもらうことができる。戦争、船の沈没等の危難に遭遇した者の場合は、生死不明の期間は1年間とされる。（民法30条）。

「失踪宣告」があると、生死不明者は生死不明が7年間が経過した時点で死亡したものとみなされる（民法31条）。その結果、相続が開始する。

- 2 相続が開始すると、被相続人の有していた権利及び義務の一切が承継される（民法896条本文）。 → 借金も相続される。

第2 相続人の範囲・順序（民法886条～890条）

配偶者	第1順位 子、その代襲相続人（孫、曾孫）
	第2順位 直系尊属 (親、親がいなければ祖父・祖母)
	第3順位 兄弟姉妹、その代襲相続人（甥、姪）

1 配偶者についての注意点

被相続人の内縁の妻、内縁の夫は相続人になれない。

2 子、その代襲相続人についての注意点

- (1) 被相続人の養子は、被相続人の実子と同様に相続人となる。
- (2) 他家に養子に出した子も、実親の相続人となる。
ただし、特別養子は、実親の相続人にはならない。
- (3) 被相続人の配偶者の連れ子は、被相続人と養子縁組をしていなければ相続人にならない。
- (4) 配偶者以外の異性との間に生まれた子（非嫡出子）も相続人となる。
- (5) 胎児は相続人となる。
- (6) かくし子が「死後認知」を受ければ相続人となる。
- (7) 他人の子を実子として戸籍届けをしてあっても、養子縁組が成立すること

はなく、真実が判明すると、その子は相続人になれない。

- (8) 子が被相続人より先に死亡した場合には、孫が相続人となる。孫も死亡していれば曾孫が相続人となる。

これを代襲相続人という。

3 直系尊属についての注意点

被相続人の実親、養親いずれも相続人となる。

ただし、被相続人が特別養子の場合には、その実親は相続人とならない。

4 被相続人と相続人が同時に死亡した場合

- (1) この場合には、被相続人とその相続人の間には相続がないとされる（民法 887 条からの解釈）。

- (2) 被相続人と相続人のどちらが先に死亡したか不明の場合は同時に死亡したと推定される（民法 32 条の 2）。

第 3 遺産分割の手続（民法 906 条～914 条）

- 1 まず、全相続人の協議によって遺産分割を行う。協議によって全相続人の合意が得られれば、遺産をどのように分けてもよく、第 4 で説明する法定相続分に拘束されることはない。

- 2 協議が成立しない場合には、家庭裁判所で調停を行う。調停は相続人による協議を仲介するものと考えればよく、強制的に決定を下す制度ではない。ただし、調停によって合意が成立した場合には裁判所の調書が作成され、これには強制力がある。

調停においても、法定相続分に拘束されることはない。

- 3 調停によっても合意が成立しない場合には、家庭裁判所の審判によって、強制的に遺産分割が行われる。

審判においては、法定相続分どおりに遺産が分割される。ただし、寄与分、生前贈与などは考慮される。

- ※ いずれの手続による場合でも、現物で分割する必要はなく、代償分割が可能。代償分割とは、例えば、土地などの現物を 1 人が全て相続し、その代わり他の相続人に金銭を支払う方法。

審判による代償分割の場合、土地の評価は、固定資産評価額あるいは相続税評価額によるのではなく、時価による。

第4 法定相続分（民法900条）

配	2分の1	子、その代襲相続人	2分の1
偶	3分の2	直系尊属	3分の1
者	4分の3	兄弟姉妹、その代襲相続人	4分の1

昭和55年12月31日までに開始した相続の場合の法定相続分

配	3分の1	子、その代襲相続人	3分の2
偶	2分の1	直系尊属	2分の1
者	3分の2	兄弟姉妹、その代襲相続人	3分の1

1 同順位者が2名以上の場合、原則として、同順位者間では均等割りとなる。

2 例外

兄弟姉妹（及びその代襲相続人）が相続人となる場合において、半血兄弟姉妹（被相続人と父母の一方を同じくする兄弟姉妹）の法定相続分は、全血兄弟姉妹（被相続人と父母の双方を同じくする兄弟姉妹）の半分になる。

※ 非嫡出子の相続分も、嫡出子の相続分と同じ。【平成25年9月4日最高裁判決により、遅くとも平成13年7月以降の相続については、民法900条4号但し書きの規程は憲法14条1項に反し無効。ただし、平成13年7月以降の相続であっても、遺産分割協議等によって確定的となった法律関係に影響を及ぼすものではない。】

第5 相続の、放棄、限定承認、承認

1 相続放棄（民法938条～940条）

(1) 相続人は、相続放棄をすることによって被相続人の権利義務一切の相続をしないことができる。遺産よりも負債の方が多額の場合、その負担を免れる。

(2) 相続放棄は、相続開始を知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所に申立てる方法によってのみ行うことができる（民法915条）。

したがって、遺産分割の話合のなかで、遺産をいらぬという例が見られるが、正確にいうと、これは相続放棄ではなく、協議による遺産分割にすぎない。

(3) 相続開始を知ってから3ヶ月を過ぎてしまっても、被相続人に負債のあることを全く知り得なかった場合には、負債のあることを知ってから3ヶ月以内であれば相続放棄できる場合がある。

(4) 3ヶ月以内という期間は、家庭裁判所に申し立て、延長してもらうことが可能。

2 限定承認（民法922条～937条）

(1) 限定承認とは、遺産の価額の範囲内でのみ被相続人の負債を支払い、それ以上の責任を負わない制度。

遺産と負債のどちらが多いか不明な場合に相続人を保護するための制度。

(2) 限定承認は、相続開始を知ってから3ヶ月以内に、相続人全員で申立てる方法によってのみ行える。

(3) 被相続人の負債を遺産で支払い、残額があれば相続できる。

3 承認（民法920条、921条）

(1) 相続開始を知ってから3ヶ月以内に放棄、限定承認をしない場合は、相続を承認したとみなされ、被相続人の負債から免れることはできなくなる。

(2) 3ヶ月以内であっても、遺産を処分すると相続を承認したとみなされる。

第6 負債の相続

1 被相続人の権利義務は、一身専属的なものを除いて全て相続人に相続される。したがって、負債（借金）も相続される。

2 負債は、遺産分割の対象とならず、自動的に法定相続分どおり相続される。

(1) したがって、遺産を全く相続しないのであれば、正式な相続放棄をすることがよい。

(2) 相続人の一人が遺産の大部分を相続して、他の相続人には小額の現金を支払うだけにし、その代わりに被相続人の借金をその相続人が全部支払うという合意ができた場合。

① 上記の合意は、相続人間においては有効。

したがって、合意に反して借金の支払いがなされず、遺産を相続しなかった者が借金を支払った場合には、支払をするはずだった相続人に対して損害賠償を請求できる。

② 上記の合意は、そのままでは債権者に対して対抗できない。したがって、債権者に事情を説明して承諾してもらう必要がある。

第7 遺産の範囲（遺産分割の対象となるか否か問題となるもの）

1 死亡退職金

(1) 遺産分割の対象とはならない。

理由：法令（公務員の場合）、就業規則（会社員の場合）によって、死亡退職金の支給を受ける遺族の順序が定められており、その者に直接支払われるから。

- (2) 会社員の場合、就業規則に、死亡退職金の支給を受ける者を「法定相続人」と定めている場合があるが、この場合も遺産分割の対象とはならない。

→ 支給は、法定相続分によるのではなく、人数割りになる。

- (3) 会社員の場合、就業規則に死亡退職金の定めが全くなく、会社と遺族の話し合いによって死亡退職金が支払われることがあるが、この場合も、死亡退職金は遺産分割の対象とならない。

- (4) 死亡退職金は、遺産分割の対象とはならないが、生前贈与を受けた場合と同じように、具体的相続分の算定にあたっては遺産の先取りとして扱われるとする学説もある。

2 遺族扶助料、遺族年金

- (1) 死亡退職金と同様に、遺産分割の対象とならない。

- (2) ただし、具体的相続分の算定にあたって遺産の先取りとして扱われるか否かは不明。

また、遺産の先取りとする学説の場合にも、金額の算定方法は不明。

3 生命保険金

- (1) 生命保険金は、遺産分割の対象とならない。

理由：生命保険金は、生命保険契約により直接受取人に支払われるものであり、受取人がたまたま相続人であっても遺産分割の対象とはならない。

- (2) 保険金受取人が「法定相続人」と定められていても、遺産分割の対象とはならない。

→ 支給は、法定相続分によるのではなく、人数割りになる

- (3) ただし、不公平が是認できないほど著しいときは、遺産の先取りと考えるとする裁判例がある。

4 香典、弔慰金

- (1) 香典は、死者の家庭の負担を軽くすることを目的とした相互扶助の精神に基づく贈与と考えられるので、第一次的には葬式費用に充当される。

葬式費用に充当して余った場合は、喪主が取得し、遺産分割の対象とはならない。

- (2) 弔慰金は、死亡退職金と同様。

ただし、金額的に死亡退職金より小額な場合が多く、具体的相続分の算定にあたり遺産の先取りとされる可能性は少ないと思われる。

5 仏壇、位牌、墓地

- (1) 仏壇、位牌、墓地等は遺産分割の対象とはならない。
- (2) 仏壇、位牌、墓地等の「祭祀供用物」は、慣習にしたがって祖先の祭祀を主催すべき者が承継する。慣習が明らかでないときは家庭裁判所が定める。
ただし、遺言で祭祀を主催すべき者が指定されていれば、それが優先する。

第8 具体的相続分

1 寄与分（民法904条の2）

- (1) 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供・財産の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは、その者の寄与分を控除したものを遺産とみなす。
- (2) 寄与分は、共同相続人の協議によって定める。協議が成立しないときは、家庭裁判所が定める。
- (3) 被相続人の妻が家事に従事していただだけでは、特別の寄与とはいえない。
- (4) 寄与分は、相続分を修正するものであるから、相続人でない者には認められない。

例えば、

- ① 被相続人の内縁の妻
- ② 相続人の妻（ただし、相続人たる夫が自らの寄与として主張し得る）
- ③ 相続人たる子がいる場合の、被相続人の兄弟姉妹

ただし、これらの者も、状況によっては、共有財産であることの主張、無償労働による不当利得返還請求権が認められることがある。

2 生前贈与（特別受益）（民法903条）

- (1) 相続人中、被相続人から「婚姻、養子縁組のため」もしくは「生計の資本」として生前贈与を受けている者がいる場合、その生前贈与も遺産として計算し、生前贈与額を遺産の先取りとする。遺言でこれと異なる定めをすることができるが、遺留分に関する規定に反することはできない。
- (2) 生前贈与を受けた財産の価額は、相続開始当時の時価によって評価する。
例えば、100万円の土地の生前贈与があった場合に、相続開始当時の時価が1000万円であれば、1000万円の生前贈与として計算する。

現金の贈与があった場合は、物価の上昇を考慮するか否か意見の対立があるが、考慮するという意見が有力。

第9 相続税の概略【平成27年1月1日以降開始の相続について改正あり】

1 相続税の計算方法

- (1) 遺産から負債を控除し、正味の遺産を計算する。
- (2) 正味遺産から、基礎控除額を差し引く。これが課税遺産額となる。

平成6年1月1日以降に開始した相続における基礎控除額

$$5000万円 + (1000万円 \times \text{法定相続人の数})$$

平成27年1月1日以降に開始した相続における基礎控除額

$$3000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の数})$$

- (3) 課税遺産額を法定相続分で相続したものと仮定して、各相続人の相続金額を計算する。

この各相続人の仮定相続金額を、「相続税の速算表」にあてはめて、各相続人の仮の相続税額を計算する。

- (4) 計算した各相続人の仮の相続税額を合計し「相続税の総額」を出す。

「相続税の総額」を、遺産分割によって各相続人が実際に相続した割合に応じて各相続人に割り振る。

被相続人の直系卑属が養子となっている場合は、その養子の税額は、割り振られた額の120%とされる。

- (5) 各相続人に割り振られた相続税額から、各相続人毎に、各種の「税額控除」を行い、具体的な納税金額が算出される。

※ 相続税の速算表

【平成15年1月1日以降、平成26年12月31日までの相続に適用】

法定相続分に応ずる各取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	0
1000万円超 3000万円以下	15%	50万円
3000万円超 5000万円以下	20%	200万円
5000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円

※ 相続税の速算表【平成27年1月1日以降の相続に適用】

法定相続分に応ずる各取得金額	税率	控 除 額
1000万円以下	10%	0
1000万円超 3000万円以下	15%	50万円
3000万円超 5000万円以下	20%	200万円
5000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1700万円
2億円超 3億円以下	45%	2700万円
3億円超 6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円

2 正味の遺産を計算する場合の注意点

- (1) 生命保険金（被相続人が保険料を負担していたとき）は、相続財産とみなされて、相続税が課税される。

ただし、受取人が相続人であれば、

「500万円×法定相続人の数」の金額は非課税とされる。

- (2) 死亡退職金は、相続財産とみなされて、相続税が課税される。ただし、受取人が相続人であれば、

「500万円×法定相続人の数」の金額は非課税とされる。

- (3) 遺産の評価は、財産の種類ごとに評価方法を定めている「相続税財産評価に関する基本通達」に従ってなされる。

- ① 土地は、場所により、路線価方式あるいは倍率方式によって評価される。

→ 時価よりは低額、固定資産税評価額よりは高額

- ② 建物は、原則として固定資産税評価額と同じ額で評価する。

- ③ 株式は、取引相場のあるものは相場価格で評価し、取引相場のないものは場合により、「純資産価額」「類似業者比準価額」「配当還元価額」のいずれか、あるいは以上を混合した価額で評価する。

- (4) 負債

- ① 葬式費用は負債として控除できる。

- ② しかし、次のものは葬式費用とは認められない。

- a 香典返し費用
- b 墓地、墓石の借入、購入費用
- c 法会費

③ 保証債務は、原則として控除できない。ただし、主たる債務者が無資力で求償できないときは、債務として控除できる。

④ 相続税申告を依頼した税理士への報酬、遺産分割のための費用は控除できない。

3 基礎控除額を計算する場合の法定相続人の数

(1) 相続放棄をした相続人も、人数に入れる。

(2) 相続人が被相続人より前に死亡しており、複数の代襲相続人がいる場合には、その人数を法定相続人に数える。

(3) 養子も当然法定相続人であるが、不当な節税を防止するため、次の人数に限って計算する。

① 被相続人に実子がいる場合 → 1人

② 被相続人に実子がいない場合 → 2人

4 税額軽減

(1) 配偶者の税額控除

① 遺産分割の結果、配偶者が取得した遺産の額が、1億6000万円、あるいは、正味の遺産額の2分の1【平成6年1月1日以降の相続の場合】以下のときには、配偶者に相続税はかからない。

② ただし、遺産分割が終了し、申告期限内に相続税の申告をしなければならぬ。

申告期限内に遺産分割が終了しないときは、とりあえず法定相続分で相続したものとして申告し、遺産分割が終了してから税額軽減を受けることができる。ただし、この方法による税額軽減は申告期限から3年以内が原則とされている。

申告期限から3年以内に遺産分割が終了しないときには、税務署に「やむを得ない事情」を申立て、期間を延長してもらう

(2) 未成年者、障害者の税額控除

未成年者は満20才に達するまでの年数×10万円（平成26年12月31日までの相続では6万円）の金額を未成年者の相続税額から控除できる。

障害者は85歳に達するまでの年数×10万円《特別障害者は20万円》（平成26年12月31日までの相続では6万円《特別障害者は12万円》）の金額を相続税額から控除できる。

5 相続税の申告期限

相続の開始があったことを知ったときから10ヶ月以内に申告しなければならぬ

らない。【遺産分割が未了でも、相続税については申告・納税する必要あり】
ただし、正味遺産が基礎控除額に満たない場合には、申告の義務はない。

6 相続時精算課税制度

贈与税の課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、
一定の要件に該当する場合には、相続時精算課税を選択することができる。

相続時精算課税制度においては、贈与時に贈与財産に対する贈与税を一旦納
めるが、その贈与税の額は、贈与財産の価額の合計額から、特別控除額（限度
額：2,500万円）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出する。

そして、贈与者が死亡したときにその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の
価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相
当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行うもの。

贈与者は65歳以上の親、受贈者は贈与者の推定相続人である20歳以上の子（子
が亡くなっているときには20歳以上の孫を含む）とされている（年齢は贈与の年
の1月1日現在のもの）。

第10 遺言

1 遺言は、法律に定められた方式に則って遺言書が作成されなければ法律的に
は効力がない（民法960条）。

- (1) 相続人を集め、口頭で遺産の分けかたについて話しても法律的には遺言の
効力はない。（道徳的には守られるべきであるが）
- (2) 録音テープに録音しても、法律的には遺言の効力はない。
- (3) 他人に代書させた遺言書も効力がない。ただし、他人が下書きをし、それ
をもとに自筆で遺言書を書けば有効。

2 遺言方式の分類

- | | |
|------|-------------------------|
| 普通方式 | ① 自筆証書遺言（民法968条） |
| | ② 公正証書遺言（民法969条、962条の2） |
| | ③ 秘密証書遺言（民法970条） |
| 特別方式 | ④ 一般危急時遺言（民法976条） |
| | ⑤ 難船危急時遺言（民法979条） |
| | ⑥ 伝染病隔離者遺言（民法977条） |
| | ⑦ 在船者遺言（民法978条） |

3 自筆証書遺言の作成要件（民法968条）

- (1) 遺言者が、遺言の全文を手書きすること

- ① タイプライター、ワープロはいずれも不可。
 - ② 他人による代筆は不可。
ただし、他人が運筆を助けることは可。
 - ③ 訂正の場合は、遺言者がその場所を指示し、これを訂正した旨を付記して特にこれを署名し、かつ、その訂正の場所に印を押さなければ効力がない。
- (2) 遺言者が、日付を手書きすること
- ① 「平成3年1月吉日」は不可。
 - ② 年がなく、月日だけの日付も不可。
 - ③ 「私の還暦の日」という日付の書き方は、好ましくはないが遺言書作成日を特定できるから有効とされている。
- (3) 遺言者が、氏名を手書きすること
氏名は、雅号・芸名・通称・ペンネームでもよいとされている
- (4) 遺言者が、遺言書に押印すること。
印鑑は、実印である必要はなく、認め印あるいは拇印でも有効
- 4 公正証書遺言の作成要件（民法969条、969条の2）
- (1) 証人2人以上の立ち会いがあること。
次の者は証人となれない。
- a 未成年者
 - b 推定相続人、受遺者及びそれらの者の配偶者、直系血族
 - c 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び雇人
- (2) 遺言者が、遺言の趣旨を公証人に口授すること
- (3) 公証人が、遺言者の口述を筆記して、これを遺言者と証人に読み聞かせること
- (4) 遺言者と証人が、筆記の正確なことを承認したうえで各自署名押印すること。ただし、遺言者が署名押印することができない場合には、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- 5 自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の長所、短所
- (1) 自筆証書遺言は、簡単であり費用もかからないという長所があるが、遺言書の紛失、滅失、偽造、変造のおそれがあり、検認が必要という短所がある。また内容が不明確となるおそれがある。
- (2) 公正証書遺言は、費用がかかり、内容を秘密にできない場合もあるという短所があるが、遺言の内容が明確であり、紛失、滅失、偽造、変造のおそれ

がないという長所がある。

- (3) 秘密証書遺言は、内容を秘密にできるという長所があるが、手続が複雑であり、検認が必要という短所がある。

6 遺言の撤回、取消（民法1022条～1025条）

- (1) 遺言は何時でも、撤回、取消ができる。

「まえの遺言を撤回する」旨の遺言を作成する

- (2) 前の遺言と内容が異なる遺言を作成したときは、後の遺言が優先し、前の遺言は撤回されたものとみなされる。

7 成年被後見人の遺言（民法973条）

成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師2人以上の立会がなければならない。

遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をするときにおいて精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、印を押さなければならない。ただし、秘密証書による遺言にあつては、その封紙にその旨の記載をし、印を押さなければならない。

第11 遺留分（民法1028条～1044条）

- 1 配偶者、子（孫）、直系尊属は、遺言（あるいは生前贈与）によって自己の相続すべき遺産がないものとされても、一定割合の遺産の返還を求める権利を有する。この一定割合の遺産のことを遺留分という。

※ 兄弟姉妹には、遺留分は認められない。

- 2 遺留分は、被相続人の生前でも放棄することができる。

ただし、家庭裁判所に申述の手続を行い、許可を得なければならない。

- 3 遺留分の返還請求権は、遺留分権利者が相続の開始及び返還を求めることのできる贈与・遺言があつたことを知ったときから1年以内に行使しないと消滅する。

4 遺留分の割合

複数の遺留分権利者間では更に法定相続分をかける。

相続人の種類と組み合わせ	遺留分の合計	S.55.12.31 までに開始した相続の場合
直系卑属だけの場合	2分の1	2分の1
直系卑属と配偶者の場合	2分の1	2分の1
配偶者だけの場合	2分の1	3分の1
配偶者と直系尊属の場合	2分の1	3分の1
直系尊属だけの場合	3分の1	3分の1

第12 相続人の不存在

- 1 相続人のあることが明らかでないときは、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所は、相続財産管理人を選任する（民法952条）。
- 2 相続財産管理人は、官報掲載により、相続債権者及び受遺者に請求の申出をすべき旨を公告し、申し出た（あるいは知れたる）相続債権者及び受遺者に弁済する（民法957条）。
- 3 家庭裁判所は、前項の申出期限後、官報掲載により、相続人があるときは申し出るよう公告する（民法958条）。
- 4 相続人としての権利を主張するものがいなかったときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があつた者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる（民法958条の3）。
- 5 それでも残った相続財産は、国庫に帰属する（民法954条）。

以上